

幕別清陵高等学校 生徒生活規則

1 登下校について

- (1) 始業（朝 SHR）は8時25分とし、それまでに各教室に入室し着席していること。
- (2) 登校してから放課までは無断で校地を離れないこと。
- (3) 下校時刻は原則として、19時00分までとする。
- (4) 部活動またはその他、必要な活動で下校時刻を超える場合は、関係教職員の許可を得ること。

2 欠席・遅刻・早退について

- (1) 欠席する場合は、事前に保護者を通じて学校へ連絡をすること。
- (2) 遅刻及び早退が事前に分かる場合についても、事前に保護者を通じて学校へ連絡をすること。
- (3) 登校時刻または授業に遅れた場合は、職員室で「遅刻・入室届」に必要事項を記入し、確認印をもらってから、ホームルーム担任または教科担任に提出すること。ただし、以下について留意すること。
 - ア 公共の交通機関（バス・JR）の事情により朝 SHR に遅れた場合については、「遅刻・入室届」不要で直接教室に入ることを認める。但し、すでに朝 SHR が終了していた場合は、必ず職員室に行き、ホームルーム担任に登校したことを告げること。
 - イ 授業に遅れた場合は、上記アであっても、職員室で「遅刻・入室届」を記入し、確認印をもらってから、教科担任に提出すること。
- (4) 早退時は原則ホームルーム担任と保護者で確認が取れた後、「早退届」を記入し下校すること。次の登校の際、保護者認印を押印した「早退届」をホームルーム担任に提出すること。

3 自転車通学について

- (1) 自転車による通学は学校から指定された期間（原則として春休みから11月までとし、天候・路面状況により、期間の変更をする。）に限り認める。
- (2) 使用する自転車は防犯登録をし、「自転車点検」を受け、「自転車通学届」を提出すること。自転車を変更した場合は速やかに申し出ること。
- (3) 交通法規及び交通マナーを遵守すること。
- (4) 日常的に整備不良のないように留意すること。

- (5) 駐輪については、校地内の指定された駐輪場に置き、盗難防止のために必ず施錠すること。
- (6) その他、別に定める「自転車通学生心得」を厳守すること。

4 校舎・施設の利用について

- (1) 学校休業日に登校する際は、関係教職員の許可と指示を得ること。
- (2) 校舎・敷地内の施設・器具等を破損・汚損した場合は、直ちに関係教職員に申し出ること。
- (3) 集会の目的で教室その他の校舎施設を利用する場合は、事前に関係教職員の許可と指示を得ること。
- (4) 校内掲示をする場合は、事前に関係教職員の許可を得てから所定の場所に掲示すること。(掲示期間が過ぎた時に直ちに撤去すること。)
- (5) 校内で出版物の発行及び配布する場合は、事前に関係教職員に届け出て、学校の許可を得ること。
- (6) 校内放送設備は事前に関係教職員の許可を得てから使用すること。

5 所持品について

- (1) 所持品には氏名を記入し、整理整頓、自己管理をすること。
- (2) 所持品を紛失または拾得した場合は、直ちにホームルーム担任または担当教員に申し出ること。
- (3) 身分証明書は年度始めに交付を受け、常に携行すること。紛失、汚損した場合は、再交付を受けること。
- (4) 金銭は必要最少額を携行し、納金等は登校後速やかに行うこと。生徒間の金銭の貸借及び物品の売買をしないこと。
- (5) 携帯電話を持ち込む場合は、以下について留意すること。
 - ア 朝SHR開始前から帰SHR終了まで使用禁止(各クラスの携帯電話ボックスに預ける。)とする。
 - イ 授業で携帯電話を使用する場合は、関係教職員の指示に従うこと。
 - ウ 無断で上記アの時間帯内で使用が発覚(授業以外の休み時間や授業中に必要のない使用)した場合は、一時預かり等、別途対応をする。
- (6) 外靴・上靴は自分の指定された靴ロッカーに入れること。
- (7) 学習に支障をきたす物や危険物などを持ち込まないこと。

6 外出・外泊・出入り禁止場所について

- (1) 外出する場合は、保護者に外出先・帰宅時間を告げ、その了解を得ること。
- (2) 夜間の外出はできるだけ避け、やむを得ず夜間に外出する場合は22時までに帰宅すること。
- (3) 外泊については、原則禁止とするが、やむを得ず外泊する場合は、保護者の承諾を得ること。
- (4) 高校生の立入を禁止している施設（パチンコ、マージャン等）、酒類の提供を主たる目的とする店、北海道青少年健全育成条例で規定されている深夜時間帯の興行場（カラオケ・映画館・ボウリング場・ゲームセンター・インターネットカフェ・漫画喫茶など）、その他高校生としてふさわしくない場所への出入りをしないこと。

7 飲酒・喫煙について

- (1) 飲酒・喫煙及び薬物等の使用は法律上を含め、厳しく禁止する。

8 住所、家族構成変更、下宿などについて

- (1) 住所や家族構成に変更があった場合は、ホームルーム担任に速やかに申し出ること。
- (2) 校外において事故等が発生した場合、直ちに学校に連絡すること。
- (3) 下宿及び保護者のもとを離れて借室（アパート・マンション）、その他（親戚宅等）に居住する場合は、所定の「下宿等届」を提出すること。

9 アルバイトについて

- (1) 手続き
 - ア 学校生活（学習と特別活動、生活態度全般）及び家庭の経済状況等を総合的に判断して許可する。
 - イ アルバイトを希望する者は、ホームルーム担任に申し出て、保護者同席のもと、担任と面談を実施する。
 - ウ アルバイト規程等の確認を行った後、アルバイトの面接を受ける。
 - エ アルバイト雇用先が決定後、「アルバイト届」をホームルーム担任に提出する。
- (2) アルバイトに関する禁止事項
 - ア 就業時間は21時を目途とし、帰宅時間が22時を超える就業を禁止する。（住み込みでないこと）
 - イ 就業時間が1日8時間を超える就業を禁止する。

ウ 主に酒類を提供する職種（居酒屋、スナック、キャバレーなど）への就業を禁止する。

エ 風俗営業（パチンコ店・麻雀荘・カラオケ店など）への就業を禁止する。

オ その他危険を伴う業務、有害物質を扱う業務を禁止する。

カ 本校で定めるアルバイト禁止区域内での就業を禁止する。

帯広市大通～西3条通り間及び帯広市広小路の通り～南11丁目通り間

キ 定期考査期間中（考査初日の1週間前から考査最終日の前日まで）の就業を禁止する。（但し、新聞配達を除く。）

(3) その他

ア 補習や追試験等を優先させること。

イ 雇用先では幕別清陵高校生としての品位を落とさない言動で臨むこと。またアルバイト開始後、学業不振や生活不安定等と判断された場合は、アルバイト許可を取り消す。

ウ 報酬は目的に沿った用途にのみ用いること。

エ 雇用先でのトラブルや就労違反等が発生した場合は、保護者やホームルーム担任に速やかに報告すること。

オ 雇用先が学業に支障をきたすシフトの増加や規程を守らなかった場合は、保護者からも雇用先に連絡し、改善を求めること。

カ 学校がシフト表等を確認することに異存はないこと。

キ アルバイトを辞めた場合は、ホームルーム担任に速やかに連絡すること。

ク 雇用先を変更した場合は、再度「アルバイト届」を提出すること（原則面談は不要）。

ケ 短期アルバイト（1～3日間程度）については、面談を必要としないが、事前に雇用先と業務内容をホームルーム担任に申し出ること。

コ アルバイト状況を単年度毎に確認するため、年度をまたいで継続する場合も「アルバイト届」を提出すること。

サ 「アルバイト届」を未提出での就業、また職種や就業時間等の規則違反が判明した場合は、特別指導の対象とする。

シ 1年生については、学校生活習慣定着を優先させるため、前期中間考査後に事前面談を開始する。

10 自動車運転免許について

(1) 自動車運転免許の取得は3年次に限り、以下に基づいて免許取得を認める。

(2) 自動車学校への通学解禁日は3年次の11月1日からとし、原則、学校が指定する自動車学校に限る。但し、保護者から諸事情等により指定する自動車学校以外への入

校の申し出があった場合は、別途審議して対応する。

(3) 入校・通学の条件については次の通りとする。

- ア 卒業後の使用を目的とし、在学中の運転を禁止する。
- イ 進路（就職、進学問わず）が決定していること。
- ウ 学校諸経費（授業料・PTA会費・学年費、その他模試代金など）を納入していること。
- エ 卒業（成績・出席）に関わる以下の条件が満たされていること。

- ・前期成績で10段階評価（5段階評定）で「1」を有していないこと。
- ・後期中間考査後の成績会議（12月中旬）で「1」を有した場合は、卒業が認定される日（卒業認定会議）までは自動車学校への通学を禁止する。
（学校から自動車学校へ連絡し、教習を停止してもらう措置をとる。）
- ・欠席日数または教科欠課時数が許可願を提出する時点で2割を超えていないこと。
- ・保護者の同意（学校が提示した条件を含む）があること。

(4) 留意事項について

- ア 免許取得のために学校（授業・考査・講習・補習・追認考査）を欠席、遅刻、早退することは認めない。
- イ 授業中（自習時間も含む）に免許取得に関わる活動を行うことは一切禁止する。
- ウ 本校の免許取得要領や生徒心得、自動車学校規則に違反した場合は、自動車学校への通学を差し止める場合がある。
- エ その他、ホームルーム担任や教科担任の判断で、高校卒業にふさわしくない状況（生活態度の乱れ、怠学、欠課2割超が見込まれるなど）時には、自動車学校への通学の差し止めや免許取得を認めない場合がある。

(5) 免許証の取り扱いについて

- ア 公安委員会での本免許学科試験の受験は原則、高校卒業式（3月1日）以降とするが、3月1日以前に免許取得（前記の学科試験受験）が必要な状況が生じた場合については、受験の事前に必ず高校（生徒指導部自動車運転免許担当または担任）へ申し出ることとする。
- イ 本条1項に関わり、仮に3月1日以前に免許取得した場合、高校卒業式までの運転は一切認めない。（保護者の責任のもと等の理由も一切認めない。）
なお、違反した場合は特別指導の対象とする。
- ウ 無許可での自動車学校への通学や免許取得は特別指導の対象とする。

(6) その他、規程に該当しない特別な事由が生じた場合については、別途審議する。

(7) 原動機付自転車及び自動二輪車の免許取得、運転は禁止する。なお、違反した場合は、特別指導の対象とする。

11 制服について

- (1) 制服は本校指定のものを着用すること。制服が破損・改造等により、指定の状態でなくなった場合は、修繕または再購入すること。
- (2) 休業日の登下校は原則、制服を着用すること。但し、部活動等の場合は、関係教職員の指示に従うこと。

制服規程

	男子	女子
正装 (行事・儀式)	<p>〈必須〉</p> <p>「指定ブレザー」「指定スラックス」 「指定青色Yシャツ」「指定ネクタイ」</p> <p>〈任意〉</p> <p>ブレザーの中に任意購入の指定ニットベストまたは指定セーターの着用を認める。</p>	<p>〈必須〉</p> <p>「指定ブレザー」「指定スカート・スラックス」 「指定青色ブラウス」「指定リボン・ネクタイ」 「指定ニットベスト」</p> <p>〈任意〉</p> <p>ブレザーの中に任意購入の指定セーターの着用を認める。</p> <p>〈その他〉</p> <p>○スカート丈…「膝の上端に裾がかかる」程度とする。 ○ソックス……スカート時、色は「紺・黒・グレー・白」とし、デザインはワンポイント程度までとする。 ○ストッキング…スカート時、色は「黒・ベージュ（無地）」とする。</p>
平常時略装 (日常生活)	<p>正装に準じることを基本とし、正装時以外において、以下のことを認める。</p> <p>〈任意〉</p> <p>指定青色Yシャツ・ブラウスに代わり「市販の角襟白色Yシャツ・ブラウス（半袖可）」の着用を認める。</p>	
夏季略装 (年度毎に定める5月中旬～10月中旬の期間)	<p>〈任意〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定ブレザーの着用 ・指定ネクタイの着用 ・指定ブレザーの着用なしで、任意購入の指定ニットベストまたは指定セーターの着用を認める。 ・市販の角襟白色Yシャツ（半袖可）の着用を認める。 ・市販の白ポロシャツ（デザインは胸元ワンポイントまで可）の着用を認める。 	<p>〈任意〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定ブレザーの着用 ・指定リボン・ネクタイの着用 ・指定ブレザーの着用なしで、指定ニットベストまたは任意購入の指定セーターの着用を認める。 ・市販の角襟白色ブラウス（半袖可）の着用を認める。 ※白色ブラウス着用時は、指定ニットベストまたは指定セーターを着用すること。 ・市販の白ポロシャツ（デザインは胸元ワンポイントまで可）の着用を認める。

留意点
<p>〈留意〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季略装時、ネクタイ・リボンをしない場合は、Yシャツ・ブラウスのボタンは一つ目までは外してよい。但し、する場合はYシャツ・ブラウスのボタンを全て留めること。 ・Yシャツ・ブラウスを着用する場合は、裾はスラックス・スカートの中に入れて着用すること。 ・ポロシャツの裾出し着用を認める。
上靴及び防寒着
<ul style="list-style-type: none"> ・上靴は本校指定のものとし、靴の踵を踏まないこと。また指定された箇所に記名すること。 ・防寒着（コート類）は特に指定しないが、ブレザーの上から着用できるものとする。

12 異装届

- (1) やむを得ない理由で服装規程以外の服装となる場合は、ホームルーム担任に速やかに申し出て、「異装届」を生徒指導部に提出し、許可を得ること。異装期間中、本人は届を常に携行すること。
- (2) 異装の場合は、本校指定のジャージまたは学校が認めたものを着用する。
- (3) ホームルーム担任または生徒指導部は異装の旨を教科担任へ周知する。
- (4) 安易（忘れ、紛失）な異装手続きが繰り返される場合は、生徒指導部より指導する。

13 身だしなみについて

(1) 頭髪について

- ア 頭髪については、安易に流行・華美に流されることなく、清潔・端正であるよう心掛けること。学校生活及び就職・進学活動に適した頭髪とする。
- イ 髪の色・脱色、パーマ、ウェーブ、カール、ヘアエクステンション等による変形や加工等をしないこと。地毛以外の変色については染め直すこと。
- ウ 地毛については、入学の段階で保護者、本人、生徒指導担当とともに地毛の状態を確認する。
- エ 極端な刈り上げ・剃り込み・左右非対称等の髪型をしないこと。
- オ 髪全体の編み込みをしないこと。
- カ 髪が目にかかる、耳が隠れる、肩・襟等にかかる長さにしないこと。（男子）
- キ 髭を蓄える行為をしないこと。
- ク その他、高校生活にふさわしくない行為と見なされるものを慎むこと。

(2) 装飾品・化粧について

- ア 装飾品を身につけること、化粧を施すことを禁止する。但し、健康やスポーツの競技力に向上効果がある実用品については、生徒指導部担当及び部活動顧問の許可のもと、認める場合がある。

イ 禁止する装飾品・化粧等については以下に定める。

指輪（リング）、首輪（ネックレス）、腕輪（ブレスレット等）、 ウォレットチェーン、ピアス、透明ピアス、ピアスホールを開ける行為、 付け爪、カラーコンタクト、口紅、色付きリップ、マニキュア、付けまつ毛、 アイプチ、アイライン・アイシャドウ等
--

14 外部団体への加入について

校外の文化・スポーツ、その他の団体の活動に加入する場合は、保護者の了解を得るとともに学校へ申し出ること。

15 部・同好会について

(1) 同好会の設立

- ア 3名以上の賛同者がいること。
- イ 予定顧問がいること。
- ウ 原則として本校敷地内または近隣地で活動できること。
- エ ア～ウを満たし、「同好会設立申請書」を提出し、職員会議の審議・承認を経て、設立される。

(2) 同好会の取り扱い

- ア 同好会の設立は年度途中であっても認める。
- イ 同好会への予算配分を行わない。

(3) 部への昇格

- ア 同好会として設立が認められた時点から6ヶ月以上日常的な活動・実績が認められること。
- イ 予定顧問がいること。
- ウ 部として対外活動ができる人数がいること。団体種目においては競技人数、個人種目においては3名以上とする。
- エ 原則として本校敷地内または近隣地で活動できること。
- オ ア～エまでを満たし、「部昇格申請書」を提出し、職員会議の承認を経て、昇格する。

(4) 部・同好会の降格、廃部、廃会

- ア 活動が長期間にわたり著しく停滞している場合
- イ 部（会）員数が少なくなり、活動不能と認めた場合
- ウ 部（会）の目的に反する活動を行った場合
- エ 予算の執行が著しく不適當である場合
- オ 学校の名誉を傷つけ、または規律を乱した場合

(5) 入・退部、入・退会の手続き

- ア 所定の「入部届」「退部届」を提出し、ホームルーム担任及び当該顧問の承認を要する。
- イ 2つ以上の部・同好会への加入については、ホームルーム担任及び当該顧問の承認を要する。
- ウ 部員不足により補助生徒として参加する場合については、ホームルーム担任及び当該顧問の承認、保護者の許可を得て、一時的な加入を認める。

(6) 考査期間中の活動

- ア 定期考査初日の1週間前から最終日の前日までは原則として活動を中止する。
但し、大会・発表会・研修会等の直前であるなどの特別な事情がある場合は生徒指導部で審議し、活動を認める場合がある。

(7) 本校に設置されてない部・同好会・外局等の大会・発表会・研修会等への参加

- ア 本校に部・同好会・外局が設置されていない場合、高体連・高文連、またはその他の大会等へ参加を希望する者は、生徒指導部の承認を得なければならない。